



平成16年11月29日

各 位

会 社 名 リバーエレテック株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 若尾 富士男
(登録銘柄・コード番号：6666)
問 合 せ 先 常務取締役 浅川 信
(TEL.0551-22-1211)

平成17年3月期中間決算短信（連結）及び
平成17年3月期個別中間財務諸表の概要の一部訂正について

平成16年11月18日付で発表しました「平成17年3月期中間決算短信（連結）」及び「平成17年3月期個別中間財務諸表の概要」の記載内容の一部に訂正すべき箇所がありましたので、下期のとおり訂正するものであります。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

平成17年3月期中間決算短信（連結）

(1) 23ページ「c.海外売上高」

【訂正前】

当中間連結会計期間（自平成16年4月1日 至平成~~15~~年9月30日）

【訂正後】

当中間連結会計期間（自平成16年4月1日 至平成~~15~~16年9月30日）

(2) 25ページ「5. 生産、受注及び販売の状況（1）生産実績」

【訂正前】

事業の種類別 セグメントの情報	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	
	金額（千円）	構成比 （%）	金額（千円）	構成比 （%）	金額（千円）	構成比 （%）
水晶製品	2,537,482	70.4	<u>3,013,923</u>	78.0	5,326,618	73.7
抵抗器	337,261	9.4	<u>272,898</u>	<u>7.1</u>	590,434	8.2
インダクタ	168,397	4.7	<u>124,519</u>	<u>3.2</u>	286,758	4.0
リチウムコイン電池	502,827	13.9	391,322	10.1	918,266	12.7
その他	58,352	1.6	<u>63,061</u>	1.6	105,808	1.4
合計	3,604,321	100.0	<u>3,865,725</u>	100.0	7,227,888	100.0

【訂正後】

事業の種類別 セグメントの情報	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
水晶製品	2,537,482	70.4	<u>3,029,943</u>	78.0	5,326,618	73.7
抵抗器	337,261	9.4	<u>273,901</u>	<u>7.0</u>	590,434	8.2
インダクタ	168,397	4.7	<u>127,374</u>	<u>3.3</u>	286,758	4.0
リチウムコイン電池	502,827	13.9	391,322	10.1	918,266	12.7
その他	58,352	1.6	<u>63,060</u>	1.6	105,808	1.4
合計	3,604,321	100.0	<u>3,885,603</u>	100.0	7,227,888	100.0

「平成17年3月期個別中間財務諸表の概要」

(3) 32ページ「(2) 中間損益計算書」

【訂正前】

		前中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)			当中間会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)			前事業年度の要約損益計算書 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
法人税等調整額		35,182	36,943	1.1	<u>27,884</u>	126,211	3.4	30,651	139,116	2.3

【訂正後】

		前中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)			当中間会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)			前事業年度の要約損益計算書 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
法人税等調整額		35,182	36,943	1.1	<u>△27,884</u>	126,211	3.4	30,651	139,116	2.3

(4) 35ページ「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 6. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項」

【訂正前】

項目	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
6. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項			(2) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式に及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準第1号）が平成14年4月1日以降に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準によっております。これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

【訂正後】

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
6. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項			(2) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準第1号）が平成14年4月1日以降に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準によっております。これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

以 上